

令和 8 年 7 月 22 日 北庁舎会議室

第23期 第1回

練馬区男女共同参画推進懇談会

- 1 委員紹介・事務局紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
- 2 懇談会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4ページ
- 3 会長・副会長の選出について
- 4 第6次練馬区男女共同参画計画について
- 5 議題(1) 第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況・・・・・5～10ページ
- 6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果・・・・・・・・・・・・・11～19ページ
- 7 その他

別添

冊 子 第6次練馬区男女共同参画計画

資料1 第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末進捗状況（詳細）

資料2 審議会等の女性の任用状況の調査結果（詳細）

1 委員紹介・事務局紹介（練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿）

委員氏名	区分	団体名等
湯澤 直美	学識経験者	立教大学コミュニティ福祉学部教授
武藤 暁	〃	弁護士
安蔵 誠市	〃	学校法人安蔵学園 練馬幼稚園園長
八巻 裕香	〃	社会保険労務士
棚橋 久子	団体推薦	練馬女性問題協議会
宮前 節子	〃	新日本婦人の会 練馬支部
小畠 玲子	〃	J（アイ）女性会議 練馬支部
長野 仁子	〃	練馬区民生・児童委員協議会
濱屋 尚子	〃	練馬区ひとり親福祉連合会
井戸 大通	〃	一般社団法人 練馬産業連合会
野口 文江	〃	練馬区町会連合会
山崎 素裕	〃	練馬区労働組合協議会
落合 良彦	公 募	
佐田國 正樹	〃	
高桑 力也	〃	
高橋 朋裕	〃	
中山 恵	〃	
服部 由佳	〃	
谷治 尚子	〃	
山田 英樹	〃	
渡部 碧海	〃	
宮地 明子	関係行政機関職員	東京都労働相談情報センター池袋事務所長
佐川 広	〃	練馬区教育委員会事務局教育振興部長
中田 淳	〃	練馬区総務部長

●委員数 24名（男性10名、女性14名） ●女性委員任用率 58.3%

2 懇談会について（練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱）

練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱

昭和57年2月16日

練区活発第946号

（設置）

第1条 練馬区（以下「区」という。）における男女共同参画社会の形成を図るため、練馬区男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、区の区域内（以下「区内」という。）において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、次条第2号に掲げる事項を協議するときは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に基づく協議会として位置付ける。

（懇談会の役割）

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区男女共同参画計画に関すること。
- (2) 区内における女性活躍推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者の内から、区長の委嘱する委員25人程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人程度
- (2) 男女共同参画に関する団体等の推薦する者 10人程度
- (3) 一般公募による者 8人程度
- (4) 国および地方公共団体の機関の職員 3人程度

2 懇談会について（練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱）

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、この場合においては同一人につき通算して3期6年を限度とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第5条 懇談会に、会長1名および副会長若干名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は、会長が招集する。

（専門部会）

第7条 懇談会が必要と認めたときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名した委員がこれにあたる。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の属する委員のうちから互選する。

4 部会長は部会を招集し、部会を運営し、部会の経過または結果を懇談会に報告する。

（意見聴取）

第8条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 懇談会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則（令和2年5月29日2練総人第104号）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

※付則は
最終履歴のみ
表示しています。

点検・評価の流れ

1 毎年度、各課で点検・評価を行う



2 点検・評価の結果を庁内の男女共同参画施策推進会議で確認し、改善点を検討、次年度以降に反映させる仕組みとする



3 区民の意見を聴きながら取組を進めるため、公募区民等で構成される男女共同参画推進懇談会に区の評価を報告し、ご意見・要望をいただく

令和7年度末の進捗状況

所管課評価	進捗状況	事業数	割合
A +	計画以上に進んだもの	0	0%
A	概ね計画どおりのもの	51	98%
B	遅れや修正が生じたもの	1	2%
合計		52	100%

目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む

施策		取組（★は重点取組）	所管課評価（事業数）		
			A+	A	B
1	人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化	(1) 人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化 ★	0	4	0
		(2) ジェンダー平等を進めるための情報発信の強化	0	2	0
		(3) 子どもの頃からの理解の促進 ★	0	2	1 ※

令和7年度の主な取組

- パネルを全面改訂し、人権パネル展を実施 [施策1-取組(1) - ①]
- 自動翻訳サービス「ポケットークforスクール」を小中学校に試行導入 **【新規】** [施策1-取組(1) - ③]
- ねりまフォーラムを日本大学芸術学部で初開催し、ジェンダー平等やアンコンシャス・バイアスをテーマに、映画上映会および監督トークライブを実施 [施策1-取組(2) - ②]

※…事業検討中のため、B評価としています。 [施策1-取組(3) 子ども向け啓発イベント]

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する

施策		取組（★は重点取組）	所管課評価		
			A+	A	B
1	配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	(1) 被害者の相談から生活再建までの支援 ★	0	3	0
		(2) 配偶者等暴力の防止に向けた啓発	0	1	0
		(3) 相談員の育成	0	2	0
2	性暴力やハラスメント等の防止	(1) ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発 ★	0	4	0
		(2) ハラスメント等の防止	0	2	0
3	困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援	(1) 関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化	0	1	0
		(2) 若年女性などへの支援の充実 ★	0	5	0

令和7年度の主な取組

- 区立中学校向け「デートDV」出前講座の実施 [施策2-取組(1)-④]
- 若年女性のための居場所事業およびLINEでの相談事業を開始 **【新規】** [施策3-取組(2)-①②]
- ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）を開始 **【新規】** [施策3-取組(2)-④]
- ミドルステイ事業を開始 **【新規】** [施策3-取組(2)-⑤]

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる

施策		取組（★は重点取組）	所管課評価		
			A+	A	B
1	誰もが働きやすい職場環境づくりと女性の就労、再就職、能力開発への支援	(1) 事業者に向けた働きやすい職場環境づくりへの支援	0	3	0
		(2) 女性活躍推進のための就労、起業、再就職に関する支援 ★	0	3	0
2	政策等・方針決定過程における男女共同参画	(1) 区の審議会等委員への女性の積極的な参画	0	1	0
		(2) 委員公募に関する女性への啓発	0	1	0
3	家庭における男女の協働	(1) 家事・育児に家族で取り組むための支援 ★	0	4	0
		(2) 子育てに関する支援	0	2	0
		(3) 介護等に関する支援	0	1	0

令和7年度の主な取組

- 女性向けデジタルスキルアップ塾を開始【新規】[施策1-取組(2)-①]
- 庁内の附属機関の会議開催時に一時保育を実施[施策2-取組(1)-①]
- 区民インタビューを掲載した国際男性デーパネル展を実施[施策3-取組(1)-③]

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる

施策		取組（★は重点取組）	所管課評価		
			A+	A	B
4	様々な人に配慮した災害対策	(1) 防災活動への女性の参加促進	0	2	0
		(2) 多様な視点や安全に配慮した避難拠点運営	0	2	0
5	女性の健康への切れ目のない支援	(1) リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する啓発	0	2	0
		(2) 妊娠・出産等に関する支援	0	2	0
		(3) こころとからだの健康づくりに関する支援	0	2	0

令和7年度の主な取組

- 全避難拠点にエアーベッドの備蓄を開始 **【新規】** [施策4-取組(2)-①]
- 母子保健オンライン相談事業を開始 **【新規】** [施策5-取組(2)-①]
- 子宮頸がんパネル展を開催 **【新規】** [施策5-取組(3)-①]

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果

目標 1

令和11年度末までに、区の審議会等の女性委員の割合を50%にする

(第6次練馬区男女共同参画計画)

※法令等で資格要件が定められているものは、除外します。

(除外対象) ・国や地方公共団体の組織および職について規定しているもの

- ・区議会議員
- ・関係団体の構成員のうち職を指定しているもの

※行政委員会は、この目標の対象外とします。

目標 2

**公募委員の割合を30%以上かつ
公募委員における男性委員、女性委員の割合を概ね同数
とするよう努める**

(練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則)

※法令等により、委員の資格要件が専門知識を有する者や関係団体からの被推薦人のみによって構成される場合は、除外します。

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果 【令和7年度実績】 (令和8年3月31日時点)

1 審議会等の女性任用状況

会議体数	女性を含む 会議体数	割合	女性の割合			
			委員総数※	女性数	割合	前年比
67	63	94.0%	997	343	34.4%	+3.3ポイント

※…法令等で資格要件が定められているものを除く。

2 公募委員の状況

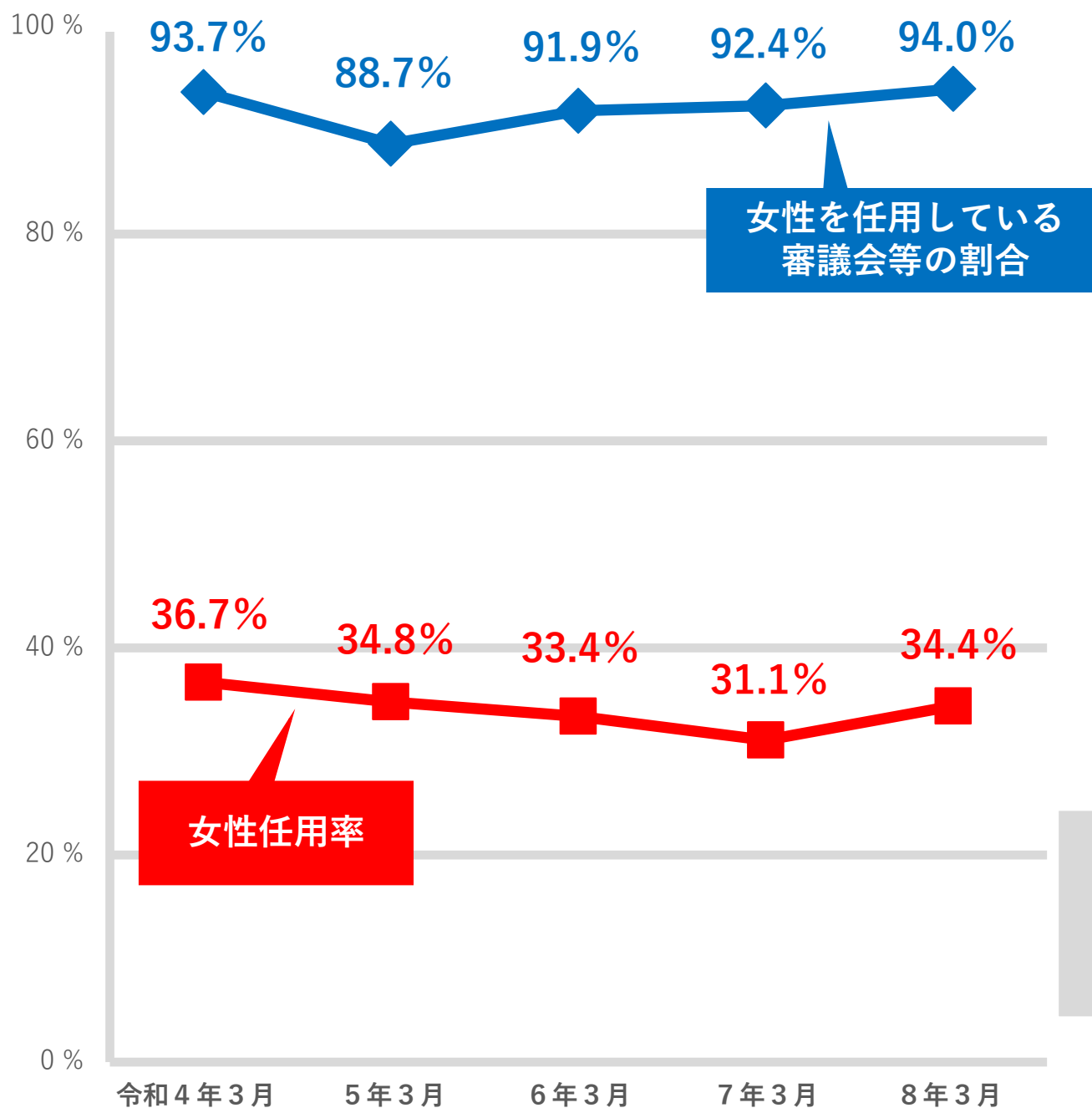
公募委員 を有する 会議体数	公募委員の割合				女性の割合			
	公募委員を 有する会議 体の委員数	公募委員数	割合	前年比	公募委員数	公募委員中 の女性数	割合	前年比
22	439	137	31.2%	-0.5 ポイント	137	68	49.6%	+1.4 ポイント

3 行政協力員および行政委員会等の状況 (参考/目標の対象外)

区分	種別数	女性を含む 種別数	割合	女性の割合			
				委員総数	女性数	割合	前年比
行政協力員	8	8	100.0%	555	352	63.4%	+1.0ポイント

区分	委員会数	女性を含む 委員会数	割合	女性の割合			
				委員総数	女性数	割合	前年比
行政委員会等	4	3	75.0%	29	5	17.2%	-3.5ポイント

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果 【推移】



6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果【推移】

5年間の推移

	審議会等の数	女性を含む 審議会等の数	割合	構成員※の女性割合		
				総 数	女性数	割合
				(うち公募委員)	(うち公募委員の女性)	
令和4年3月	63	59	93.7%	1,043	383	36.7%
				(145)	(70)	(48.3%)
令和5年3月	62	55	88.7%	1,003	349	34.8%
				(133)	(71)	(53.4%)
令和6年3月	63	57	91.9%	1,000	334	33.4%
				(130)	(69)	(53.1%)
令和7年3月	66	61	92.4%	1,026	319	31.1%
				(139)	(67)	(48.2%)
令和8年3月	67	63	94.0%	997	343	34.4%
				(137)	(68)	(49.6%)

※…法令等で資格要件が定められているものを除く。

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果【区分別】

令和7年度 区分別の状況

(審議会等総数：67)

区分	会議体数	前年比
1 女性委員の割合が50%以上の会議体 【目標1】	18	+ 3
2 公募委員の割合が30%以上かつ 公募委員における女性委員の割合が概ね50%以上の会議体 【目標2】	10	前年同数
3 女性委員の割合が0%の会議体	9	- 1
4 女性委員の割合が30%未満の会議体（0%を除く）	21	- 5

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果【区分別】

1 女性委員の割合が50%以上の会議体

18会議体

会議体名	任用率
練馬区区政改革推進会議	60.0%
練馬区安全・安心協議会	53.3%
練馬区立男女共同参画センター運営委員会	60.0%
練馬区男女共同参画推進懇談会	65.0%
練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会	66.7%
練馬区民生委員推薦会	50.0%
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	66.7%
練馬区立厚生文化会館運営協議会	50.0%
練馬区食育推進ネットワーク会議	66.7%
練馬区感染症診査協議会	50.0%
練馬区建築紛争調停委員会	50.0%
特別支援教育支援委員会	63.3%
練馬区立幼稚園就園検討委員会	66.7%
練馬区幼児児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会	66.7%
練馬区不登校対策会議	50.0%
練馬区子ども読書活動推進会議	66.7%
練馬区子ども・子育て会議	61.5%
練馬区青少年対策連絡会	72.7%

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果【区分別】

2 公募委員の割合が30%以上かつ

公募委員における女性委員の割合が概ね50%以上の会議体 10会議体

会議体名	公募割合	公募委員 女性割合	(参考) 任用率
石神井庁舎跡敷地活用検討会議	38.5%	60.0%	30.8%
練馬区区政改革推進会議	50.0%	60.0%	60.0%
練馬区安全・安心協議会	30.0%	53.3%	53.3%
練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会	38.5%	60.0%	30.8%
練馬区立男女共同参画センター運営委員会	73.3%	54.5%	60.0%
練馬区男女共同参画推進懇談会	34.8%	62.5%	65.0%
練馬区介護保険運営協議会	32.0%	62.5%	36.0%
練馬区食育推進ネットワーク会議	37.5%	83.3%	66.7%
練馬区子ども読書活動推進会議	33.3%	75.0%	66.7%
練馬区子ども・子育て会議	33.3%	80.0%	61.5%

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果【区分別】

3 女性委員の割合が0%の会議体

9 会議体

会議体名	備考
練馬区財産価格審議会	
練馬区入札監視委員会	
練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	全委員※では 36.8%
練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議代表者会議	全委員※では 40.9%
練馬区立生涯学習センター運営懇談会	全委員※では 12.5%
練馬区災害弔慰金等支給審査会	全委員※では 20.0%
練馬区大気汚染障害者認定審査会	
練馬区地域公共交通活性化協議会	全委員※では 3.1%
練馬区公金管理検討委員会	

※全委員…法令等で資格要件が定められているものを含む

6 議題(2) 審議会等の女性任用状況の調査結果【区分別】

4 女性委員の割合が30%未満の会議体（0%を除く）

21会議体

会議体名	任用率
練馬区防災懇談会	15.4%
練馬区文化財保護審議会	16.7%
練馬区福祉有償運送運営協議会	14.3%
練馬区障害者地域自立支援協議会	20.0%
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	20.0%
練馬区障害者給付審査会	26.0%
練馬区介護認定審査会	29.9%
練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会	11.1%
練馬区自殺対策推進会議	27.8%
練馬区災害医療運営連絡会	7.7%
練馬区在宅療養推進協議会	25.0%
練馬区小児救急医療連絡協議会	14.3%
練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会	11.1%
練馬区緑化委員会	28.6%
練馬区都市計画審議会	17.6%
練馬区建築審査会	20.0%
練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会	20.0%
稲荷山公園の整備に関する専門家委員会	20.0%
練馬区自転車駐車対策協議会	28.6%
練馬区青少年問題協議会	20.0%
練馬区立春日町青少年館の機能および運営のあり方検討委員会	22.2%

第 6 次練馬区男女共同参画計画 令和 7 年度末の進捗状況（詳細）

資料の見方

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む							
施策1 認め合い自由に生きる意識を育む啓発の推進							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(1)人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化	14	①人権尊重の意識を高める啓発の実施	様々な人権問題に関して正しい知識を持ち、人権を意識して行動できるようにするとともに、インターネット上での誹謗中傷やヘイトスピーチ等の差別的言動の解消に向けた意識の形成のため、講座やパネル展等の啓発事業を実施します。	A	・人権パネルを全面改訂し、人権パネル展を実施 ・二十歳のつどい来場者向けにリーフレットを配布 ・人権セミナーの実施 4回 ・人権週間行事の実施	人権パネルを20年ぶりに全面改訂した。	人権・男女共同参画課
	15	②外国人に開かれた地域づくり	国籍や言語、文化などの違いを受け入れ、誰もが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向けた外国人施策のあり方の検討を進め、新たな方針を策定します。互いの文化や習慣の違いを理解し合えるよう、外国人と日本人の交流イベントを実施します。	A	・外国人向け情報誌「ねりまつうしん」で様々な国の文化を紹介 4回 ・facebookにてイベント情報を5言語で発信 ・文化交流カフェの開催 7回 ・「いね」りまつアーの開催 2回		地域振興課
	15	③外国人への支援	外国人が日常生活で困る相談できる窓口において4か国語での相談に応じるほか、区HPの131言語による多言語翻訳化など情報提供を行います。 初級日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場を充実します。 日本語のコミュニケーションに支障がある児童・生徒などへの対応として、区立小中学校全98校・区立幼稚園全3園へ配備した携帯翻訳機を活用します。	A	・区HPで131言語による多言語翻訳化を実施		広聴広報課
					・初級日本語講座の実施 ・日本語教室の実施 ・ボランティア日本語教室の活動支援の実施 ・外国語相談窓口の実施 相談件数 2,629件 ・文化交流ひろば情報コーナーでの多言語による情報発信の実施 258件		地域振興課
15	④LGBT等当事者への支援	性自認や性的指向の悩みを抱える当事者等を対象にした相談や、同じ悩みを持つ当事者同士の交流会を充実します。東京都パートナーシップ宣誓制度と連携した取組を進めます。 多様な性を認め合い、当事者に対する差別や偏見の解消を目指し、啓発や情報発信を行います。	A	・LGBTパネル展の実施 ・若年層LGBT居場所事業の実施 6回 ・性的マイノリティに関する相談の実施 相談件数 13件	令和8年度は「ポケトークforスクール」の導入校を24校に拡大する。	人権・男女共同参画課	

①主な取組／事業

第 6 次練馬区男女共同参画計画に記載している内容を転記しています。

②所管課による評価

進捗状況を 3 段階で評価しています。
A + ：計画以上に進んだもの
A ：概ね計画どおりのもの
B ：遅れや修正が生じたもの

③令和 7 年度事業実績

各事業の令和 7 年度末時点での取り組み実績を記載しています。

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む							
施策1 認め合い自由に生きる意識を育む啓発の推進							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(1)人権を尊重し、多様な生き方を認める意識の形成と啓発の強化	14	①人権尊重の意識を高める啓発の実施	様々な人権問題に関して正しい知識を持ち、人権を意識して行動できるようにするとともに、インターネット上での誹謗中傷やヘイトスピーチ等の差別的言動の解消に向けた意識の形成のため、講座やパネル展等の啓発事業を実施します。	A	・人権パネルを全面改訂し、人権パネル展を実施 ・二十歳のつどい来場者向けにリーフレットを配布 ・人権セミナーの実施 4回 ・人権週間行事の実施	人権パネルを20年ぶりに全面改訂した。	人権・男女共同参画課
	15	②外国人に開かれた地域づくり	国籍や言語、文化などの違いを受け入れ、誰もが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向けた外国人施策のあり方の検討を進め、新たな方針を策定します。互いの文化や習慣の違いを理解し合えるよう、外国人と日本人の交流イベントを実施します。	A	・外国人向け情報誌「ねりまつうしん」で様々な国の文化を紹介 4回 ・Facebookにてイベント情報を5言語で発信 ・文化交流カフェの開催 7回 ・“イイね”りまつツアーの開催 2回		地域振興課
	15	③外国人への支援	外国人が日常生活で困ったことを相談できる窓口において4か国語での相談に応じるほか、区ホームページの131言語による多言語翻訳化など情報提供を行います。 初級日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場を充実します。 日本語のコミュニケーションに支障がある児童・生徒などへの対応として、区立小中学校全98校・区立幼稚園全3園へ配備した携帯翻訳機を活用します。	A	・区HPで131言語による多言語翻訳化を実施		広聴広報課
					・初級日本語講座の実施 計3期 ・こども日本語教室の実施 34回 ・ボランティア日本語教室の活動支援の実施 ・外国語相談窓口の実施 相談件数 2,629件 ・文化交流ひろば情報コーナーでの多言語による情報発信の実施 258件		地域振興課
					・区立小中学校全98校・区立幼稚園全3園に配備した携帯翻訳機の活用 ・自動翻訳サービス「ポケットークforスクール」を試行導入 試行学校数 12校	令和8年度は「ポケットークforスクール」の導入校を24校に拡大する。	学務課
	15	④LGBT等当事者への支援	性自認や性的指向の悩みを抱える当事者等を対象にした相談や、同じ悩みを持つ当事者同士の交流会を充実します。東京都パートナーシップ宣誓制度と連携した取組を進めます。 多様な性を認め合い、当事者に対する差別や偏見の解消を目指し、啓発や情報発信を行います。	A	・LGBTパネル展の実施 ・若年層LGBT居場所事業の実施 6回 ・性的マイノリティに関する相談の実施 相談件数 13件		人権・男女共同参画課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅰ 認め合い自由に生きる意識を育む							
施策1 認め合い自由に生きる意識を育む啓発の推進							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(2)ジェンダー平等を進めるための 情報発信の強化	15	①様々な媒体や機会を活用したジェンダー平等に関する 情報発信	家庭・職場、地域など様々な視点から、ジェンダー平等や男女共同参画に関する講座やパネル展等の啓発事業を実施します。男女共同参画情報紙「MOVE」や区ホームページ、SNS、区が実施するイベントの機会等を活用し、積極的な情報発信を行います。女性手帳などの啓発物品のリニューアルをします。	A	・女性の日パネル展の実施 ・男女共同参画週間パネル展の実施 ・国際男性デーパネル展の実施 ・区立図書館13館における啓発事業の実施 ・情報誌「MOVE」で「第6次練馬区男女共同参画計画」を特集 ・表現ガイドライン、フリーイラストの周知 ・女性手帳に「こんな言葉使っていませんか」について掲載 【男女共同参画センター】 ・出前講座(ジェンダー平等)の実施 ・男女共同参画講座の実施		人権・男女共同参画課
	15	②区民や地域団体等と連携した男女共同参画推進のための啓発の実施	男女共同参画を推進するため、区民や地域団体と協働した啓発を実施します。 区の男女共同参画事業推進の拠点である男女共同参画センターにおいて、講座等各種事業、相談事業、図書・資料室の利用促進、情報発信機能などの更なる充実を図ります。	A	・啓発事業「ねりまフォーラム」の実施 ・公募区民等からなる男女共同参画センター運営委員会の開催 4回 【男女共同参画センター】 ・男女共同参画講座の実施 18講座 ・出前講座の実施 5講座 ・映画上映会の実施 2講座 ・区民企画講座の実施 8講座 ・パネル展の実施 ・えーるフェスティバルの実施 ・えーるだよりの発行 4回 ・すてっぷ+の発行 6回		人権・男女共同参画課
(3)子どもの頃からの理解の促進	16	①人権尊重および男女共同参画に配慮した教育・保育の実施	保育所・幼稚園、小学校、中学校ではそれぞれの発達段階に応じて、性別に関わりなく、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、人権の尊重および男女共同参画に配慮した保育・教育を実施します。また、職員向けに研修を実施します。	A	・都作成の人権教育プログラムに則した授業の実施 ・人権教育研修会の実施		学務課 教育指導課
					・子どもの権利研修の実施 1回 ・虐待防止研修の実施 3回 ・保護者支援研修の実施 3回 ・ジェンダー研修の実施 1回		保育課
	16	②子ども向け啓発イベントの実施	男女共同参画社会の実現に向け、子どもの頃からの理解促進を図るため、区内事業者や行政機関との協働で、体験型の啓発イベントを開催します。子どもたちが楽しみながら、様々な職業や柔軟な働き方があることを学び、将来自分の希望に沿った進路や職業の選択を行うきっかけづくりを行います。	B	・実施に向けて検討		人権・男女共同参画課 こども施策企画課
	16	③メディア・リテラシー、情報モラルに関する啓発	小・中学生がメディア・リテラシーや他者の人権に配慮した情報発信を身につけるための講習会等を実施します。	A	・SNS練馬区ルールおよびSNS学校ルールの改定 ・SNS家庭ルールの作成啓発		教育指導課
					・中学生のための情報番組制作講座の実施 参加者 区内外中学生18名		青少年課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する						
施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援						
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足 主な所管課
(1)被害者の相談から生活再建までの支援	20	①配偶者等暴力に関する相談窓口の充実	配偶者等暴力に関する相談窓口の充実に向けて、LINE相談を実施します。相談窓口の更なる周知を進めます。	A	・練馬区配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携による相談支援の実施 相談件数 2,061件 ・「男性のための相談」の実施 相談件数 13件 ・DV相談案内用カードの庁舎内女性トイレ、赤ちゃんスポットへの設置 ・啓発パネル展の実施	人権・男女共同参画課
					・配偶者暴力に関する相談 相談件数 1,115件	総合福祉事務所
	20	②被害の早期発見と被害者の状況に応じた支援	配偶者等暴力被害の早期発見、安全確保や心のケア（DV専門相談）、被害者一人ひとりの状況に合わせた適切な支援ができるよう、男女共同参画センターや総合福祉事務所が中心となり、警察、学校、保育所・幼稚園、子ども家庭支援センターなど関係機関と連携して取り組みます。	A	・DV専門相談の実施 相談件数 223件 ・練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議の開催 1回 ・配偶者暴力相談支援センターの実務者会議の開催 11回 ・関係機関を交えた拡大実務者会議の開催 1回 ・練馬区要保護児童対策地域協議会への参加	人権・男女共同参画課
					・配偶者等暴力による緊急一時保護の実施 43件 ・福祉資金の貸付、母子生活支援施設、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを活用した自立支援の実施 ・練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議への参加 ・配偶者暴力相談支援センターの実務者会議への参加 ・関係機関を交えた拡大実務者会議への参加 ・練馬区要保護児童対策地域協議会への参加 ・主任児童員連絡会等への参加	生活福祉課 総合福祉事務所
					・練馬区要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議 2回 実務者会議 3回 地域子ども家庭支援ネットワーク会議 24回 個別ネットワーク会議 235回 ・練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議への参加 ・「練馬区児童虐待予防・防止マニュアル」の配付	子ども家庭支援センター
	20	③加害者更生に関する情報収集と取組の検討	被害者の安全で安心した暮らしに向けて、国等が行う加害者更生に関する情報の収集および提供を行い、取組を検討します。	A	・加害者更生を実施する民間団体の、配偶者等暴力防止関係機関連絡会議への参加	人権・男女共同参画課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する							
施策1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(2)配偶者等暴力の防止に向けた啓発	21	①配偶者等暴力を許さない意識の啓発	配偶者等暴力を許さない社会の実現を図るため、講座の実施や情報紙の発行など、啓発を実施します。 配偶者等暴力のある家庭における子どもへの影響について、子育て相談などの機会を捉えて情報提供を行います。	A	・子どものいる被害者へ、DV相談の中で面前DVによる子どもへの影響について説明		人権・男女共同参画課
(3)相談員の育成	21	①相談員の支援力の向上	人権・男女共同参画課に配置している相談員、総合福祉事務所に配置している女性相談支援員の支援力の向上を図るため、国や東京都、関係機関等が実施する専門研修の積極的な受講を促します。また、実務担当者会議等を通じて、困難事例等の課題解決に向け、相談員の情報共有や連携強化を進めます。	A	・東京都主催研修(DV被害者支援)の受講 8回 ・東京都主催研修(性暴力被害者支援)の受講 2回 ・内閣府主催研修の受講 1回		人権・男女共同参画課
					・東京都や支援団体主催の研修等の受講		総合福祉事務所
		②区職員向け研修の実施	区職員による二次被害を防止するため、研修等への参加を促すとともに情報管理の徹底を図ります。	A	・職員向けeラーニングの実施 ・窓口職員向け研修の実施		人権・男女共同参画課
施策2 性暴力やハラスメント等の防止							
(1)ストーカー、性暴力等の暴力の防止に関する啓発	22	①性暴力等の暴力の防止に向けた啓発・支援	区民向け講座や啓発紙の発行など、性暴力等の暴力の防止に向けた啓発を進めます。ストーカー、性暴力等被害に関する専門支援機関等の情報提供や状況に応じて同行支援を実施します。	A	・情報誌「MOVE」で「性暴力」を特集 ・被害者の状況に応じた適切な部署への案内の実施 ・啓発パネル展の実施		人権・男女共同参画課
					【男女共同参画センター】 ・区民企画講座の実施 1回		総合福祉事務所
	22	②職員向け研修の実施	区職員をはじめ、保育所や幼稚園、学校など、子どもと関わる職員が、子どもに寄り添い、適切な対応が行えるよう、性暴力防止等に関する研修を実施します。	A	・職員向けeラーニングの実施 受講者 4,353名 ・新規採用職員向け集合研修およびeラーニングの実施 受講者 186名		人権・男女共同参画課 人材育成課
					・全教職員を対象とした性暴力等防止研修の実施 ・人権教育研修会の実施		教育指導課
					・虐待防止研修の実施 3回		保育課
	22	③若年層への啓発・相談窓口周知の強化	若年層に向け、デートDVやSNS利用に起因する性被害、AV出演被害、レイプドラッグ等の被害の未然防止に向けた啓発や相談窓口に関する周知を強化します。	A	・パネル展の実施 ・図書館での資料展示の実施 ・区HPおよび公式X等にて、「若年層の性暴力被害予防月間」の周知		人権・男女共同参画課
	22	④発達段階に応じた性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発	児童・生徒への性暴力等防止に向けた区独自の「人権を基盤にした教育・研修プログラム」に基づく指導や、NPO等による出前講座、啓発リーフレットの配布など、子どもの発達段階に応じて、性に関する知識や暴力の防止に関する啓発を充実します。	A	・性暴力防止リーフレットを小学1年生の保護者へsigfyで配信(配布方法の変更) ・中学生向け特別号「MOVE」(性暴力)を区立中学生の生徒用タブレットへブックマーク登録 ・情報誌「MOVE」で「性暴力」を特集		人権・男女共同参画課
					【男女共同参画センター】 ・区民企画講座の実施 1回 ・区立中学校向け出前講座の実施 2校		
					・全学年の児童・生徒を対象にした「こころとからだの授業」の実施 ・中学2年生を対象にした「いのちの授業」の実施		教育指導課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する							
施策2 性暴力やハラスメント等の防止							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(2)ハラスメント等の防止	22	①相談内容に応じた相談窓口に関する情報提供	ハラスメントの相談内容に応じて適切な窓口を案内するとともに、ハラスメントについての情報提供を行います。	A	・区HPへ用語の解説と相談先を掲載		人権・男女共同参画課
					・内容に応じ、適切な窓口への案内		総合福祉事務所
	23	②ハラスメントについての理解促進と防止に向けた啓発	区民や事業所、学校等に向けた講座や情報紙の配布など、ハラスメントについての理解の促進と防止に向けた啓発を実施します。	A	【男女共同参画センター】 ・区民企画講座の実施 1回		人権・男女共同参画課
施策3 困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援							
(1)関係機関や民間団体と連携した支援調整機能の強化	24	①支援調整会議の設置	関係機関や民間団体との情報共有や連携を深めるとともに、支援対象者に関する支援内容や支援の方向性を協議するため、支援調整会議を設置します。	A	・練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議の設置		人権・男女共同参画課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性等を支援する							
施策3 困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(2)若年女性など への支援の充実	24	①若年女性のための居場所 事業の実施	困難な問題を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、相談・支援へのきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張型相談会を実施します。	A	・若年女性のための居場所事業を開始(令和7年4月～) 参加者 71名		人権・男女共同参画課
	24	②若年女性のためのLINE相 談の実施	悩みを抱える若年女性が、夜間や休日でも気軽に相談し、つながることができるLINE相談を実施します。	A	・若年女性のためのLINEでの相談を開始(令和7年7月～) 相談件数 73件		人権・男女共同参画課
	25	③関係機関との連携支援	相談者が必要な支援を選択できるように、人権・男女共同参画課と総合福祉事務所が中心となり、東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設、警察、医療機関、保健相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所、民間団体等と連携し支援を進めます。	A	・困難な問題を抱える若年女性からの相談 62件 ・練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議の開催 1回 ・困難女性支援の実務者会議の開催 11回 ・関係機関を交えた拡大実務者会議の開催 1回 ・練馬区要保護児童対策地域協議会への参加		人権・男女共同参画課
					・困難な問題を抱える若年女性からの相談 830件 ・練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議への参加 ・困難女性支援の実務者会議への参加 ・関係機関を交えた拡大実務者会議への参加 ・練馬区要保護児童対策地域協議会への参加 ・主任児童員連絡会等への参加		総合福祉事務所
					・練馬区要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議 2回 実務者会議 3回 地域子ども家庭支援ネットワーク会議 24回 個別ネットワーク会議 235回 ・「練馬区児童虐待予防・防止マニュアル」の配付 ・練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議への参加		子ども家庭支援センター
	25	④ひとり親家庭自立応援プロ ジェクト	相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせ提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を平成29年度から開始しています。 貧困による子どもの体験格差が社会問題化するなか、相対的に貧困率が高いひとり親家庭に対しては、多面的できめ細やかな支援が必要です。新たに、「ひとり親家庭体験格差解消プロジェクト」を実施します。学習の機会を確保するため、学習塾などに利用できるクーポン方式の支援を実施します。親子の体験支援メニューを、コンサートの鑑賞や歌舞伎、読書活動などに拡充します。 また、冠婚葬祭など親の外出時に月4時間までサービスを利用できるよう支給要件を緩和するとともに支給対象を離婚協議または、計画中で別居している世帯(実質ひとり親世帯)に拡大するなどホームヘルプサービスを拡充します。 ※ひとり親家庭自立応援プロジェクトは、母子・父子世帯を共に対象としています。	A	・学習支援事業(学習クーポン)を開始(令和7年10月～) ・親子体験応援事業の事業数充実(2事業→8事業) ・ホームヘルプサービスにおいて、レスパイト利用を開始するとともに、支給対象を離婚協議または計画中で別居している世帯(実質ひとり親世帯)に拡大 ・訪問型学習支援事業の対象を拡大(小学4年生～中学2年生→小学1年生～中学2年生)		生活福祉課
	25	⑤緊急一時保護期間後等の ミドルステイ事業	緊急一時保護期間に次の生活の場が決まらない女性や、通勤・通学等の事情から遠方の施設への入所を希望しない母子等に対して柔軟に支援を行うため、既存施設を活用し、緊急一時保護期間後等も、住まい・見守り・相談を一体で行うミドルステイ事業を実施します。 女性自立支援施設等と連携して、支援の充実について検討し、取組を進めます。	A	・練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議の開催 1回		人権・男女共同参画課
					・ミドルステイ事業を開始 母子世帯数 3世帯 入所世帯総数 4世帯 入所総人数 7人		生活福祉課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる							
施策1 誰もが働きやすい職場環境づくりと女性の就労、再就職、能力開発への支援							
取組	計画ページ	主な取組／事業		所管課評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(1)事業者に向けた働きやすい職場環境づくりへの支援	29	①ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり	区内に多い小規模事業者に適した職場環境づくりを推進するため、事業者向けのセミナーの実施や成功事例の紹介、国や東京都が実施する職場環境改善等に係る各種助成制度についての情報提供を実施します。育児・介護休業制度の普及促進とハラスメント防止のための啓発を行います。	A	・冊子「家庭生活における男女の協働」の配布 ・女性のお仕事お役立ちBOOKの配布 ・中小起業サポートガイドブックに、ワーク・ライフ・バランスに関するコラムを掲載 【男女共同参画センター】 ・ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施 1回		人権・男女共同参画課
					・練馬ビジネスサポートセンターにて、国や都などの啓発事業を周知 ・産業情報紙「neri・made(第40号)」の発行を通じた「仕事と介護の両立支援」の特集および改正育児・介護休業法の普及啓発		経済課
	29	②職場での女性活躍に向けた取組の促進	女性が働きやすい職場環境づくりと、女性の積極的な登用や職場定着率の向上に向けた取組が進むよう、講座や事例紹介、各種相談などを実施します。	A	・女性のお仕事お役立ちBOOKの配布		人権・男女共同参画課
	29	③区の契約制度における女性活躍の支援	女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定)や、一般事業主行動計画を策定し公表を行った企業について、区が実施する総合評価方式入札での加点や、プロポーザル方式による事業者選定での評価項目に取り入れるなど、事業者における女性活躍推進の取組を促していきます。	A	・総合評価方式入札での加点 ・プロポーザル方式による事業者選定での評価項目の追加 ＜加点対象の取り組み＞ ①くるみん認定(厚生労働大臣認定) ②えるぼし認定(厚生労働大臣認定) ③女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・公表		経理用地課
(2)女性活躍推進のための就労、起業、再就職に関する支援	30	①就労に関する支援	働く女性のためのスキルアップ講座など、多様なキャリア機会を得られるような事業を実施します。働く女性が知っておきたい制度等について情報発信します。女性の就労促進に向け、男女共同参画センターで実施しているパソコン基礎スキル習得講座に加え、デジタルマーケティングなどの高度な内容をオンラインで学べる学習コースを追加し、女性のためのデジタルスキル習得講座としてリニューアルします。	A	・女性のお仕事お役立ちBOOKの配布 【男女共同参画センター】 ・女性のためのPC講座の実施 4回 ・女性向けデジタルスキルアップ塾を開始		人権・男女共同参画課
	30	②起業に関する支援	女性の社会進出と経済的自立を推進するため、男女共同参画センターや練馬ビジネスサポートセンターにおいて、起業を希望する女性を対象とした「起業家セミナー」や、起業・経営に関する女性向けの個別相談会を実施します。	A	【男女共同参画センター】 ・起業講座の実施 1回 ・「創業ねりま塾(女性編)」の開催(会場・オンライン併用、保育サービス付) ・女性起業家・経営者を対象とした女性専門相談員による個別相談会の実施 月1回		人権・男女共同参画課 経済課
	30	③再就職に関する支援	子育て・介護等により離職した女性に向けて、ハローワークなど関係機関と連携し、子育て中やシニアなどの世代に応じた再就職支援講座、面接会を実施します。	A	・女性向けPC講座(都共催)の実施 4回 ・女性向け再就職準備セミナー(東京しごと財団共催)の実施 1回 ・多様な働き方セミナー(東京都労働相談情報センター共催)の実施 1回 【男女共同参画センター】 ・子育て世代の就活講座の実施 3回 ・女性向けPC講座の実施 4回		人権・男女共同参画課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる							
施策2 政策等・方針決定過程における男女共同参画							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(1)区の審議会等 委員への女性の 積極的な参画	31	①区の審議会等委員への女 性参画の推進	区の審議会等委員について、男女構成比の均衡を図るよう取り組みます。 公募委員の男女の構成比は、5割を維持します。	A	・審議会等の女性任用率 34.3% うち、公募委員の女性任用率 49.6%		人権・男女共同参画課
(2)委員公募に関 する女性への啓発	31	①各種委員公募における取 組	区ホームページに各種委員の区民公募を掲載し、女性が積極的に応募す るよう情報提供や意識啓発を図るとともに、応募しやすい条件を整えます。	A	・庁内の附属機関の会議実施時に一時保育を実施		人権・男女共同参画課
施策3 家庭における男女の協働							
(1)家事・育児に 家族で取り組むた めの支援	32	①家事や育児に関する講座 等の実施	「赤ちゃんからの飲む食べる相談」の実施を保護者が参加しやすい土曜日 も含めた日時・内容で実施します。「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や 育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育て のイメージづくりができるよう内容を充実します。 男性も、家事や育児のノウハウを学べる「お父さんの子育て講座」や、家族 で参加する「パパと子どものキッチンワーク」など、家庭への啓発を実施しま す。	A	・区HPにワーク・ライフ・バランスについて掲載 【男女共同参画センター】 ・夏休み親子上映会の実施 1回 ・親子向け講座の実施 2回 ・男性向け家族コミュニケーション講座の実施 1回 ・ブックタイム事業の実施 男女共同参画センター 12回 区立図書館 14回		人権・男女共同参画課
					・実態把握のためのアンケートを4か月児健診で実施 ・「赤ちゃん準備教室」において、妊婦体験や胎児モデルの 展示を検討、交流会の実施および育児応援動画を活用した 普及啓発		保健相談所
					・ねりマイクメン講座の実施 5回 ・講座実施時に保育室を設置		青少年課
	32	②男性も育児に参加しやす い環境づくり	男性も育児に参加しやすい環境づくりのため、区立施設改修等の機会を捉 え、男性トイレやバリアフリートイレ等におむつ交換台やベビーチェア等の 設置を進めます。	A	・練馬区役所北庁舎 ・中村橋区民センター		人権・男女共同参画課 建築課 各施設所管課
	32	③様々な媒体や機会を活用 したジェンダー平等に関する 情報発信(再掲)	家庭・職場、地域など様々な視点から、ジェンダー平等や男女共同参画に 関する講座やパネル展等の啓発事業を実施します。男女共同参画情報紙 「MOVE」や区ホームページ、SNS、区が実施するイベントの機会等を活用 し、積極的な情報発信を行います。女性手帳などの啓発物品のリニューアル をします。	A	・再掲(目標Ⅰ-施策1-取組(2)①)		人権・男女共同参画課
	33	④区民や地域団体等と連携 した男女共同参画推進のた めの啓発の実施(再掲)	男女共同参画を推進するため、区民や地域団体と協働した啓発を実施しま す。 区の男女共同参画事業推進の拠点である男女共同参画センターにおい て、講座等各種事業、相談事業、図書・資料室の利用促進、情報発信機能 などの更なる充実を図ります。	A	・再掲(目標Ⅰ-施策1-取組(2)②)		人権・男女共同参画課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる							
施策3 家庭における男女の協働							
取組	計画ページ	主な取組／事業		所管課評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(2)子育てに関する支援	33	①子育てのかたちを選択できる社会の実現	多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開し、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。 保育所待機児童ゼロの継続や練馬こども園の拡充、ねりっこクラブの全区立小学校での実施、一時預かり事業の拡充などに取り組みます。 障害児および発達に心配のある児童の保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、子どもとその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児者の受入れに向けた検討を進めます。	A	・こども発達支援センターにおいて障害児一時預かり事業を実施 利用者 704人 延べ利用時間 3,369時間 ・医療的ケアが必要な障害児者の受入れ体制の充実に向け、2か所目の医療型短期入所の開設について検討を実施 ・こども発達支援センターの放課後等デイサービス事業において、医療的ケア児の受入れを保護者同伴不要で実施 利用者 4名		障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課
					・「ねりっこクラブ」を62校で実施		子育て支援課
					・「練馬こども園」を4園認定(計30園で実施)		こども施策企画課
					・私立認可保育所等の施設改修等への補助制度の創設 5施設改修(定員17名増) ・1年保育実施施設の拡大 6施設(定員62名増)	第一子保育料の無償化等の影響により保育需要が増加。来年度以降の需要への対応については、「第三期子子育て計画」の中間見直しの前倒しなど、必要な取組について検討する。	保育計画調整課
	33	②育児中の保護者の支援	核家族化、働き方の多様化等による子育ての負担や不安の解消のため、「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。 また、助産師のいる施設での母子ショートステイや母子デイケア、助産師による産後ケア訪問により育児相談や授乳相談などを受けることができる事業を実施しています。高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充するなど事業の充実を図ります。	A	・産後ケア事業実施事業者を拡充(30事業者→39事業者) 延べ利用人数 前年比159%		健康推進課
					・「赤ちゃん準備教室」において、妊婦体験や胎児モデルの展示を検討、交流会の実施および育児応援動画を活用した普及啓発		保健相談所
(3)介護等に関する支援	33	①介護等に関する相談支援体制の強化	地域包括支援センターは、高齢者とその家族の生活を支える区の相談窓口です。今後も、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮して、センターの増設・移転、担当地域の見直しに取り組んでいきます。 障害者地域生活支援センター(基幹相談支援センター)による事例検討や情報共有を図る連絡会の開催等を通じ、民間事業所の相談支援専門員の質の向上に取り組めます。当事者だけでなく、家族支援も含めた相談支援体制の充実を図ります。	A	・相談支援専門員従事者会(基幹相談支援センター主催)を実施 8回 ・多職種連携や不登校の障害児への支援等をテーマに事例検討や意見交換を実施		障害者施策推進課
					・介護に悩む女性等の介護者に対する相談の実施 相談件数 203,163件		高齢者支援課

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる							
施策4 様々な人に配慮した災害対策							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(1)防災活動への女性の参加促進	34	①防災活動における女性の参加促進と周知啓発	女性防災リーダー育成講座をはじめとする講座や講演会の実施を通じて、女性が防災活動に参加する重要性を啓発するとともに、女性の防災活動への参加を促進します。	A	・女性防災リーダー育成講座の実施 1回 ・受講の支援として保育室を設置 ・受講者の声、講座のポイントをまとめたリーフレットを発行し区HPへ掲載		区民防災課
	34	②女性への配慮の周知啓発	災害時における女性への配慮の理解をより一層高めるため、女性の視点や配慮すべき点を意識した講座や訓練などを実施するとともに、各種手引きを活用して周知啓発を図ります。	A	・避難拠点等の区民防災組織で行われる訓練や会議を通して周知啓発 ・女性手帳に「災害時の持出品チェックリスト」について掲載 【男女共同参画センター】 ・防災講座の実施 1回		区民防災課 人権・男女共同参画課
(2)多様な視点や安全に配慮した避難拠点運営	34	①多様な視点に配慮した避難拠点運営	女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、LGBT等の方など、多様な視点に配慮した避難拠点運営に取り組みます。 資器材の更新時には誰もが扱いやすいものを取り入れるよう配慮するとともに、多様なニーズに対応した物資を確保していきます。	A	・震災総合訓練において、単身女性や女性のみ世帯のエリア、女性専用物干し場所などの設置場所の確認および設置を実施 ・避難行動要支援者など配慮が必要な方が安心して生活を送れるよう全避難拠点にエアーマットの備蓄を開始		区民防災課 防災推進課
	34	②安全な避難拠点運営	避難拠点内での性犯罪などの発生を防ぐため、暗がりになる場所を減らす、複数での行動を呼びかける、定期的なパトロールを実施するなどの対策を普段から検討し、マニュアル化するなど、安全な避難拠点運営に取り組んでいきます。	A	・震災総合訓練で多様な視点に配慮した避難拠点運営マニュアルの確認・共有を実施		区民防災課 防災推進課
施策5 女性の健康への切れ目のない支援							
(1)リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する啓発	36	①リプロダクティブ・ヘルス＆ライツに関する普及・啓発	女性が生理周期、妊娠、出産、更年期などのライフイベントや女性特有の疾患、社会的・経済的課題による健康への影響に関する正しい知識を得て、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて自分自身で選択して決定できるよう情報発信に努めます。	A	・女性手帳に「女性の健康」について掲載 【男女共同参画センター】 ・区民企画講座(更年期)の実施 1回 ・区民企画講座(健康講座)の実施 1回		人権・男女共同参画課
	36	②発達段階に応じた性に関する知識や暴力の防止に向けた啓発(再掲)	児童・生徒への性暴力等防止に向けた区独自の「人権を基盤にした教育・研修プログラム」に基づく指導や、NPO等による出前講座、啓発リーフレットの配布など、子どもの発達段階に応じて、性に関する知識や暴力の防止に関する啓発を充実します。	A	・再掲(目標Ⅱ-施策2-取組(1)④)		人権・男女共同参画課 教育指導課
(2)妊娠・出産等に関する支援	37	①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	仕事や子育て等により、平日や日中に妊娠・子育てに関する問合せができない妊産婦や家族のために、医師等の専門職が24時間365日メール相談を受け付けるほか、夜間のオンライン相談を実施し、区役所に足を運ぶことなく、いつでも気軽に相談できる環境を整備します。妊娠に不安を抱える方などを含め、幅広く相談に応じます。 また、妊娠・子育て相談員による妊婦面談、こんにちは赤ちゃん訪問、保護者同士のグループ相談などにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を引き続き行います。	A	・母子保健オンライン相談事業を開始(令和7年5月～) 相談件数 2,718件		健康推進課
	37	②育児中の保護者の支援(再掲)	核家族化、働き方の多様化等による子育ての負担や不安の解消のため、「赤ちゃん準備教室」で交流会の実施や育児応援動画を活用した普及啓発や情報発信により、妊娠・出産・子育てのイメージづくりができるよう内容を充実します。 また、助産師のいる施設での母子ショートステイや母子デイケア、助産師による産後ケア訪問により育児相談や授乳相談などを受けることができる事業を実施しています。高まる利用者ニーズに応えるため、実施事業者数を拡充するなど事業の充実を図ります。	A	・再掲(目標Ⅲ-施策3-取組(2)④)		健康推進課 保健相談所

第6次練馬区男女共同参画計画 令和7年度末の進捗状況

目標Ⅲ 男女が共に活躍できる道を広げる							
施策5 女性の健康への切れ目のない支援							
取組	計画 ページ	主な取組／事業		所管課 評価	令和7年度 事業実績	補足	主な所管課
(3)こころとからだの健康づくりに関する支援	37	①疾患の早期発見と治療に関する支援	疾患の早期発見のためには、健診を定期的に受けることが大切です。SNS等を活用して受診を勧奨していきます。また、子育て中の保護者が受診しやすいよう保育サービスを実施します。 女性特有の疾患の早期発見のための検診として、乳がん・子宮頸がんや骨粗しょう症検診があります。特に、女性特有のがん疾患の検診受診率の向上のため、検診実施のほかに「乳がん出張講座」、パネル展などを実施します。また、検診や予防接種の大切さについて、区内の専門医の協力を得て動画を作成しSNSを通じて配信します。正しい情報の発信と女性目線で感じる不安に応える内容とし、講座やパネル展と合わせて周知していきます。 がんに関する相談窓口や支援制度等の周知・啓発を図るとともに、ウィッグ等購入費用の助成を行います。	A	・保育サービスを2か所の会場で実施 利用者 211名(練馬区役所 153名 医療健診センター 58名) ・乳がん出張講座の実施 1回 ・乳がん月間、子宮頸がん啓発月間パネル展の実施 ・乳がん検診や子宮がん検診、予防接種についての動画を配信 視聴数 392回 ・練馬区がんサポートブックの作成・配布 5,000部 ・ウィッグ等購入費用の助成を実施 455件	・子宮頸がんパネル展を初開催 ・令和8年4月からのウィッグ等購入費用助成事業の対象拡大に向けた準備を実施	健康推進課
					・乳がん出張講座の実施 1回 ・女性の健康づくり講座の動画作成・配信を実施		保健相談所
	38	②こころの健康問題を抱える方等への支援	NPO法人と連携した相談支援や、LINEやアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につなぎます。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や若年者のゲートキーパー(自殺防止対策の要となる人材)育成強化にむけて、高校生を対象とした養成講座を実施します。 区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。	A	・SNSや電話による相談に通年で対応しているNPO法人と連携し、相談者を支援 支援件数 4件 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間の周知を開始 ・専門家によるコラム(2テーマ)を区HPに追加 ・ねりますくすくアプリでの情報発信を開始(専門家によるコラムを1テーマ掲載) ・経営者等向けメンタルヘルスケア講座の実施 1回 ・ゲートキーパー養成講座の実施 7回 ・順天堂練馬病院と連携し、自殺未遂者や家族の相談に応じ、支援を実施 支援件数 53件 ・事例検討会の実施 2回		保健予防課 保健相談所

審議会等の女性の任用状況および区民公募実績（令和7年度実績）

資料2

令和8年3月末現在																									
№	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数								公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課			
			法令	要件と実績	定数	実人数				実人数のうち法定（ア、イ、ウ）以外				公募の有・無	有の根拠（施行日）または無の理由	公募数	公募率 公募数/実人数	参加内訳							
						合計	男性	女性	女性の任用率	合計	男性	女性	女性の任用率					応募数		決定数 （欠員除く）			男性	女性	女性の任用率
																		総数	うち女性						
1	石神井庁舎跡敷地活用検討会	起案設置 （令和6年7月1日 区長決定）	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの イ 区議会議員 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの エ オ 学識経験者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの キ その他（団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているなど規定しているもの、公募委員	規定なし	13	9	4	30.8%	13	9	4	30.8%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則（平成23年3月31日）	5	38.5%	11	5	5	2	3	60.0%	区内在住	企画課
2	練馬区区政改革推進会議	練馬区区政改革推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 男1女1 キ 公募委員 男2女3、弁護士・公認会計士・中小企業診断士等の資格を有する者または行政もしくは企業における実務経験を有する者 男1女2	規定なし	10	4	6	60.0%	10	4	6	60.0%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則（平成23年3月31日）	5	50.0%	14	6	5	2	3	60.0%	任期中に1・2回、平日夜間に開催する会議に出席できる区内在住の方	区政改革担当課
3	練馬区防災会議	災害対策基本法第16条、防災会議条例	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職 男19女2 ウ 関係団体 男12女2 エ 学識経験者 男0女2 キ 自主防災組織 男5女2、消防団 男3	50名以内	47	39	8	17.0%	12	8	4	33.3%	無	行政と防災関係機関との会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	危機管理課
4	練馬区防災懇談会	練馬区防災懇談会設置要綱	D	キ 公募委員 男11女2	15名以下	13	11	2	15.4%	13	11	2	15.4%	有	練馬区防災懇談会設置要綱 平成16年5月14日	13	100.0%	13	2	13	11	2	15.4%	区内在住、在勤、在学	危機管理課
5	練馬区国民保護協議会	国民保護法39条 練馬区国民保護協議会条例	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職 男19女2 ウ 関係団体 男12女2 エ 学識経験者 男0女2 キ 自主防災組織 男5女2、消防団 男3	50名以内	47	39	8	17.0%	12	8	4	33.3%	無	行政と国民保護関係機関との会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	危機管理課
6	練馬区安全・安心協議会	練馬区民の安全と安心を推進する条例	C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男7女0 ウ 関係団体の代表者 男21女7 キ 公募委員 男7女8	60名以内	50	35	15	30.0%	15	7	8	53.3%	有	練馬区民の安全と安心を推進する条例施行規則第4条（平成16年12月13日）	15	30.0%	28	11	15	7	8	53.3%	—	危機管理課
7	練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会	練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会条例	C	キ 区内にある公共的団体等の代表者またはその団体等の推薦するもの 男7女3	10	10	7	3	30.0%	10	7	3	30.0%	無	高度な専門知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	総務課
8	練馬区行政不服審査会	行政不服審査法第81条 練馬区行政不服審査会条例	A,C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男2女1	3	3	2	1	33.3%	3	2	1	33.3%	無	法律または行政に関する専門知識を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文書法務課
9	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例	C	エ 学識経験者 男5女0 キ 団体推薦 男2女1、公募委員 男2女3	13	13	9	4	30.8%	13	9	4	30.8%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則（平成23年3月練馬区規則第22号）	5	38.5%	9	3	5	2	3	60.0%	練馬区に在住で、平日の昼間に開催する会議（年1～2回程度）に出席できる方	情報公開課
10	練馬区情報公開および個人情報保護審査会	練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例	C	カ 情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱するもの 男3女2	5	5	3	2	40.0%	5	3	2	40.0%	無	条例により相応な専門知識が必要となるため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	情報公開課
11	練馬区財産価格審議会	練馬区財産価格審議会条例	C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3 エ 学識経験者 男10女0	13	13	13	0	0.0%	10	10	0	0.0%	無	相応な専門知識が必要となるため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経理用地課

審議会等の女性の任用状況および区民公募実績（令和7年度実績）

資料2

(庁内担当組織順)

令和8年3月末現在

№	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数								公募枠の状況										公募にかかる要件	所管課	
			法令 A 国が定めた法令等 B 都が定めた条例等 C 区が定めた条例・規則 D 区が定めた要綱等	要件と実績 ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの イ 区議会議員 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの エ 学識経験者 オ 学校教育関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの キ その他（団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているなど規定しているもの、公募委員	定数	実人数				実人数のうち法定（ア、イ、ウ）以外				公募の有・無	有の根拠（施行日）または無の理由	公募数	公募率 公募数/実人数	参加内訳							
						合計	男性	女性	女性の任用率	合計	男性	女性	女性の任用率					応募数		決定数 （欠員除く）	男性	女性			女性の任用率
																		総数	うち女性						
12	練馬区入札監視委員会	練馬区入札監視委員会設置要綱	D	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男3女0	3	3	3	0	0.0%	3	3	0	0.0%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経理用地課
13	練馬区立男女共同参画センター運営委員会	練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱	D	エ 学識経験者 男1女2 キ 団体推薦 女1、公募委員 男5女6	20名程度	15	6	9	60.0%	15	6	9	60.0%	有	要綱第3条 昭和63年7月1日施行	11	73.3%	15	7	11	5	6	54.5%	—	人権・男女共同参画課
14	練馬区男女共同参画推進懇談会	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第27条第1項 練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱	A,D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女1 エ 学識経験者 男2女2 キ 公募委員 男3女5、団体推薦 男2女6	25名程度	23	9	14	60.9%	20	7	13	65.0%	有	要綱第3条 昭和57年4月1日施行	8	34.8%	13	10	8	3	5	62.5%	—	人権・男女共同参画課
15	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの男9女3 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男1女4 オ 医師など特定の職業を指定しているもの 男2	19	19	12	7	36.8%	2	2	0	0.0%	無	関係行政機関の充て職のため専門知識を有する者のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人権・男女共同参画課
16	練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議代表者会議	練馬区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの男10女4 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男1女5 オ 医師など特定の職業を指定しているもの 男2	22	22	13	9	40.9%	2	2	0	0.0%	無	関係行政機関の充て職のため専門知識を有する者のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人権・男女共同参画課
17	練馬区国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条 練馬区国民健康保険条例第2条	A,C	イ 区議会議員 男4女1 ウ 職指定（健保代表） 男2 オ 医師など特定の職業を規定しているもの 男4女3 キ 社労士会 男1、大学副学長 男1、公募委員 男4女2	24	22	16	6	27.3%	15	10	5	33.3%	有	国民健康保険運営協議会委員公募要綱を制定平成13年4月1日施行 委員数は施行令で規定	7	31.8%	7	2	6	4	2	33.3%	練馬区国民健康保険の被保険者	国保年金課
18	練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会	練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1、女1 キ ボランティア 男8女12 キ 国際交流事業および多文化共生事業の関係者 女4	規定なし	26	9	17	65.4%	24	8	16	66.7%	無	行政と関連団体との連絡会議であり、委員を固定しないため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地域振興課
19	練馬区立美術館運営協議会	練馬区立美術館運営協議会条例	C	イ 区議会議員 男1女3 エ 学識経験者 男4女2 オ 学校教育関係者 男1女1 キ 美術団体関係者 男2女0 キ 公募委員 男1女2	19名以内	17	9	8	47.1%	13	8	5	38.5%	有	練馬区立美術館運営協議会条例	3	17.6%	3	2	3	1	2	66.7%	①練馬区民であること ②練馬区立美術館を利用したことがあること ③運営協議会（年2回程度、1回2時間程度、平日午後開催）に出席できること	文化・生涯学習課
20	練馬区文化財保護審議会	文化財保護法第190条、練馬区文化財保護条例	A,C	キ 専門的な知識を有しているもの 男5女1	10名以内	6	5	1	16.7%	6	5	1	16.7%	無	各分野の専門性を必要としているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文化・生涯学習課
21	練馬区立生涯学習センター運営懇談会	練馬区立生涯学習センター運営懇談会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1女0 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男2女1 エ 学識経験者 男1女0 キ 公募委員 男3女0	12名以内	8	7	1	12.5%	4	4	0	0.0%	有	練馬区立生涯学習センター運営懇談会設置要綱	4	50.0%	3	0	3	3	0	0.0%	生涯学習センターを利用する区民	文化・生涯学習課

審議会等の女性の任用状況および区民公募実績（令和7年度実績）

資料2

(庁内担当組織順)

令和8年3月末現在

№	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		定数	委員数								公募枠の状況										公募にかかる要件	所管課		
			法令 A 国が定めた法令等 B 都が定めた条例等 C 区が定めた条例・規則 D 区が定めた要綱等	要件と実績 ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの イ 区議会議員 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの エ 学識経験者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの キ その他（団体からの推薦をうけたもの、専門的な知識を有しているなど規定しているもの、公募委員		実人数				実人数のうち法定（ア、イ、ウ）以外				公募の有・無	有の根拠（施行日）または無の理由	公募数	公募率 公募数/実人数	参加内訳									
						合計	男性	女性	女性の任用率	合計	男性	女性	女性の任用率					応募数		決定数 （欠員除く）	男性	女性	女性の任用率				
																		総数	うち女性								
22	練馬区民生委員推薦会	民生委員法第8条	A	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男0女2 イ 区議会議員 男0女2 ウ 社会福祉関係団体の代表者 男2 エ 学識経験者 男0女2 オ 民生委員・社会福祉事業関係者・教育関係者 男4女2	14	14	6	8	57.1%	8	4	4	50.0%	無	練馬区民生委員推薦会規則に選出分野および適格者選定を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部管理課		
23	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例	C	カ 法令等にもとづき区長が任命するもの 男1女2	5名以内	3	1	2	66.7%	3	1	2	66.7%	無	条例に人格が高潔で、保健、福祉、法律等の分野に優れた見識を有する者のうち区長が委嘱する、と規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部指導検査担当課		
24	練馬区立厚生文化会館運営協議会	練馬区立厚生文化会館運営協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1女3 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男15女5 キ 利用者代表 男1女1	規定なし	26	16	10	38.5%	2	1	1	50.0%	無	要綱で団体の代表者を構成員に規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部管理課		
25	練馬区地域福祉計画推進委員会	練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱	D	エ 学識経験者 男2 キ 公募委員 男2女2 キ 関係団体からの推薦 男8女5	19名以内	19	12	7	36.8%	19	12	7	36.8%	有	要綱第3条（平成27年3月10日）	4	21.1%	10	4	4	2	2	50.0%	区内在住	福祉部管理課		
26	練馬区福祉有償運送運営協議会	練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3女2 エ 学識経験者 男1女0 キ 関係団体からの推薦 男5女1	16名以内	12	9	3	25.0%	7	6	1	14.3%	無	要綱に構成員が規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部管理課		
27	練馬区障害者地域自立支援協議会	練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱	D	ア 国の職員 男1 ウ 関係団体委の職指定者 男3女1 エ 学識経験者 男2女0 オ 教育関係者 男2女0、法曹関係者 男1 キ 障害福祉関係者、民間事業者等 男12女4	25名以内	25	20	5	20.0%	20	16	4	20.0%	無	専門的知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	障害者施策推進課		
28	練馬区障害者差別解消支援地域協議会	練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱	D	ア 国の職員 男1 ウ 関係団体委の職指定者 男3女1 エ 学識経験者 男2女0 オ 教育関係者 男2女0、法曹関係者 男1 キ 障害福祉関係者、民間事業者等 男12女4	25名以内	25	20	5	20.0%	20	16	4	20.0%	無	専門的知識を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	障害者施策推進課		
29	練馬区障害者給付審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条～第18条・同施行令第4条～第9条・練馬区障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例・練馬区障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例施行規則・練馬区障害者給付審査会運営要綱	A, C, D	カ 障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者 男37女13	60名以内	50	37	13	26.0%	50	37	13	26.0%	無	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第16条第2項により、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者を区長が任命することを規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	障害者サービス調整担当課		
30	練馬区災害弔慰金等支給審査会	練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例 練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男4	7名以内	5	4	1	20.0%	4	4	0	0.0%	無	専門知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福祉部生活福祉課		

審議会等の女性の任用状況および区民公募実績（令和7年度実績）

資料2

令和8年3月末現在																									
庁内担当組織順																									
№	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		定数	委員数								公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課		
			法令 A 国が定めた法令等 B 都が定めた条例等 C 区が定めた条例・規則 D 区が定めた要綱等	要件と実績 ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの イ 区議会議員 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの エ 学識経験者 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの キ その他（団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているなど規定しているもの、公募委員）		実人数				実人数のうち法定「ア、イ、ウ」以外				公募の有・無	有の根拠（施行日）または無の理由	公募数	公募率 公募数/ 実人数	参加内訳							
						合計	男性	女性	女性の任用率	合計	男性	女性	女性の任用率					応募数		決定数 （欠員除く）	男性			女性	女性の任用率
																		総数	うち女性						
31	練馬区介護保険運営協議会	練馬区介護保険条例第6条	C	エ 学識経験者 男2 オ 医療従事者 男1 キ 医療保険者の職員 男1 キ 福祉関係団体の職員または従事者 男4女2 キ 介護サービス事業者の職員 男5女2 キ 公募委員 男3女5	25名以内	25	16	9	36.0%	25	16	9	36.0%	有	練馬区附属機関等の委員に関する規則（平成23年3月31日）	8	32.0%	14	5	8	3	5	62.5%	区内在住の40歳以上の方	高齢社会対策課
32	地域包括ケア推進協議会	練馬区介護保険条例第9条の5	C	エ 学識経験者 女2 オ 医療従事者 男2 キ 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 男5女2 キ 指定居宅サービス事業者等の職員 男1女3 キ 公募委員 男3女2	21名以内	20	11	9	45.0%	20	11	9	45.0%	有	練馬区介護保険条例（令和6年4月1日）第9条の7に規定された委員の任期継続中のため。	6	30.0%	9	3	5	3	2	40.0%	介護保険被保険者および居宅サービス等の利用者等	高齢者支援課
33	練馬区介護認定審査会	介護保険法第14条、練馬区介護保険条例第4条、第5条、練馬区介護保険条例施行規則第2～5条	A,C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男16女70	280名以内	234	164	70	29.9%	234	164	70	29.9%	無	介護保険法で各分野の学識経験者の任命を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	介護保険課
34	練馬区健康推進協議会	練馬区健康推進協議会設置要綱	D	エ 学識経験者 男5女4 オ 医師など特定の職業を規定しているもの 男4女1 キ 公募委員 男2女3、団体推薦 男4女2	26名以内	25	15	10	40.0%	25	15	10	40.0%	有	要綱第3条 平成9年7月1日施行	5	20.0%	31	12	5	2	3	60.0%	保健衛生および地域医療に関心のある区民	健康推進課
35	練馬区食育推進ネットワーク会議	練馬区食育推進ネットワーク会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2 ウ 職指定 男2 キ 公募委員 男1女5 キ ねりまの食育応援店主 男1女1 キ 団体からの推薦 男2女2	19名以内	16	8	8	50.0%	12	4	8	66.7%	有	要綱第2条 平成19年7月1日施行	6	37.5%	10	6	6	1	5	83.3%	食育に関心のある区民（6名）	健康推進課
36	練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会	練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会設置要綱	D	ア 地方公共団体の職について規定しているもの 男5女2 エ 学識経験者 男3 オ 医師など特定の職業を規定しているもの 男5女1	18	16	13	3	18.8%	9	8	1	11.1%	無	行政と医療職等による会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	健康推進課
37	練馬区大気汚染障害者認定審査会	練馬区大気汚染障害者認定審査会条例	C	エ 学識経験者 男6女0	10名以内	6	6	0	0.0%	6	6	0	0.0%	無	各分野の学識経験者の任命を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	保健予防課
38	練馬区感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 練馬区感染症診査協議会条例	A,C	エ 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 男1女1 エ 法律に関し学識経験を有する者 男1 エ 医療および法律以外の学識経験を有する者 女1 オ 感染症指定医療機関の医師 男2女2	4名以上	8	4	4	50.0%	8	4	4	50.0%	無	感染症法で資格要件を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	保健予防課
39	練馬区自殺対策推進会議	練馬区自殺対策推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 男1 オ 保健関係者、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、労働関係者 男9女5 キ 自殺防止等に関する関係機関に属する者 男3	18名以内	18	13	5	27.8%	18	13	5	27.8%	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	保健予防課
40	練馬区災害医療運営連絡会	練馬区災害医療運営連絡会設置要綱	D	ア 消防署 男3、警察署 男3、区職員 男3 オ 医師など特定の職業を規定しているもの 男8女1 キ 災害拠点病院から推薦を受けたもの 男4	22	22	21	1	4.5%	13	12	1	7.7%	無	行政と医療職等による会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地域医療課

審議会等の女性の任用状況および区民公募実績（令和7年度実績）

資料2

令和8年3月末現在																									
庁内担当組織順																									
№	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数								公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課			
			法令 A 国が定めた法令等 B 都が定めた条例等 C 区が定めた条例・規則 D 区が定めた要綱等	要件と実績 ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの イ 区議会議員 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの エ 学識経験者 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの キ その他（団体からの推薦をうけたもの、専門的な知識を有しているなど規定しているもの、公募委員	実人数				実人数のうち法定「ア、イ、ウ」以外				公募の有・無	有の根拠（施行日）または無の理由	公募数	公募率 公募数/実人数	参加内訳								
					定数	合計	男性	女性	女性の任用率	合計	男性	女性					女性の任用率	応募数		決定数（欠員除く）			男性	女性	女性の任用率
																		総数	うち女性						
41	練馬区在宅療養推進協議会	練馬区在宅療養推進協議会設置要綱	D	ア 区職員 男2 エ 学識経験者 男2 オ 医師・薬剤師 男3女1 キ 団体からの推薦をうけたもの 男7女3	18	18	14	4	22.2%	16	12	4	25.0%	無	行政と医療職等による会議のため	—	—	—	—	—	—	—	—	地域医療課	
42	練馬区小児救急医療連絡協議会	練馬区小児救急医療連絡協議会設置要綱	D	ア 消防署 男1、区職員 男2女1 キ 団体から推薦をうけたもの 男6女1	11	11	9	2	18.2%	7	6	1	14.3%	無	専門的な知識が要求されるため	—	—	—	—	—	—	—	—	地域医療課	
43	練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会	練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例第25条	C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男8女1	10人以内	9	8	1	11.1%	9	8	1	11.1%	無	委員に対し、特に専門的な知識が要求されるため	—	—	—	—	—	—	—	—	環境課	
44	練馬区環境審議会	練馬区環境基本条例 練馬区環境審議会規則	C	ア 関係行政機関職員 男1 エ 学識経験者 男1女1 オ 教育関係者 男2 キ 公募委員 男4女3、区民団体 男2女1 キ 事業者 男6女3	25名以内	24	16	8	33.3%	23	15	8	34.8%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則（平成23年3月31日）	8	33.3%	19	6	7	4	3	42.9%	区内在住の18歳以上で、年3回程度、平日昼間に開催する会議に出席できる方	環境課
45	練馬区緑化委員会	練馬区みどりを愛し守りはくむ条例第9条	C	イ 区議会議員 男2女3 エ 学識経験者 男1女2 キ 公募委員 男3女2、団体推薦 男4、民有のみどり所有者 男2	20名以内	19	12	7	36.8%	14	10	4	28.6%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則（平成23年3月31日）	5	26.3%	9	4	5	3	2	40.0%	区内在住で、主に平日の昼間に開催する委員会に出席可能な方	みどり推進課
46	練馬区都市計画審議会	都市計画法第77条の2 練馬区まちづくり条例第127条	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女0 イ 区議会議員 男5女1 エ 学識経験者 男5女0 キ 団体推薦 男7女1、公募委員 男2女2	30名以内	25	21	4	16.0%	17	14	3	17.6%	有	附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成13年2月27日 練企企発第245号）および練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則（平成23年3月 練馬区規則第22号）に基づき平成13年度から実施	4	16.0%	14	4	4	2	2	50.0%	区内在住で審議会に出席可能な方（区の委託業務に従事している方を除く。）	都市計画課
47	練馬区地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項 道路運送法（昭和26年法律第183号） 練馬区地域公共交通活性化協議会設置要綱	A,D	ア 関係行政機関の職員 男9女1 ア 区職員 男5女0 エ 学識経験者 男2女0 キ 区民 男2女0 キ 公共交通事業者等の関係者 男11女0 キ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者またはその指名する者 男2女0	32	32	31	1	3.1%	17	17	0	0.0%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	交通企画課	
48	練馬区建築審査会	建築基準法第78条	A	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男4女1	5	5	4	1	20.0%	5	4	1	20.0%	無	建築基準法で各分野の学識経験者の任命を規定	—	—	—	—	—	—	—	—	開発調整課	
49	練馬区建築紛争調停委員会	練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男2女2	7名以内	4	2	2	50.0%	4	2	2	50.0%	無	条例により相応な専門知識が必要と規定	—	—	—	—	—	—	—	—	開発調整課	

審議会等の女性の任用状況および区民公募実績（令和7年度実績）

資料2

令和8年3月末現在																									
庁内担当組織順																									
№	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数								公募枠の状況										公募にかかる要件	所管課	
			法令	要件と実績	実人数				実人数のうち法定「ア、イ、ウ」以外				公募の有・無	有の根拠（施行日）または無の理由	公募数	公募率 公募数/ 実人数	参加内訳								
					定数	合計	男性	女性	女性の任用率	合計	男性	女性					女性の任用率	応募数		決定数 （欠員除く）	男性	女性			女性の任用率
																		総数	うち女性						
50	練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会	練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの イ 区議会議員 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの エ 学識経験者 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの キ その他（団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているなど規定しているもの、公募委員	8	8	7	1	12.5%	5	4	1	20.0%	無	高度な専門知識が必要となるため	—	—	—	—	—	—	—	—	特定道路課	
51	稲荷山公園の整備に関する専門家委員会	稲荷山公園の整備に関する専門家委員会設置要綱	D	エ 学識経験者 男4女1	5名程度	5	4	1	20.0%	5	4	1	20.0%	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	道路公園課	
52	練馬区自転車駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条 練馬区自転車の適正利用に関する条例	A, C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男4女1 イ 区議会議員 男3女0 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男4女0 エ 学識経験者 男2女0 キ 公募委員 男3女2	20	19	16	3	15.8%	7	5	2	28.6%	有	練馬区自転車の適正利用に関する条例施行規則第21条（昭和61年6月30日施行）	6	31.6%	11	4	5	3	2	40.0%	区民	交通安全課
53	練馬区公金管理検討委員会	練馬区公金管理検討委員会設置要綱	D	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男3女0	4名以内	3	3	0	0.0%	3	3	0	0.0%	無	高度な専門知識を必要とするため	—	—	—	—	—	—	—	—	会計管理室	
54	特別支援教育支援委員会	練馬区特別支援教育支援委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男4女3 ウ 職指定（校長・園長） 男5女3 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男11女19	45名以上	45	20	25	55.6%	30	11	19	63.3%	無	個人情報に係る事項について審議するため	—	—	—	—	—	—	—	—	学務課	
55	練馬区立幼稚園就園検討委員会	練馬区立幼稚園就園検討委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女1 ウ 職指定（園長） 女3 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男1女2	9	9	3	6	66.7%	3	1	2	66.7%	無	個人情報に係る事項について検討するため 専門知識が必要なため	—	—	—	—	—	—	—	—	学務課	
56	練馬区立幼稚園検討委員会	練馬区立幼稚園検討委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1女0 ウ 職指定（園長） 女3 エ 学識経験者 男0女2 オ 学校関係者 男3 キ 保護者 男1女1	11	11	5	6	54.5%	7	4	3	42.9%	無	専門的な知識・経験を要するため 特定の関係者の参加を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	学務課	
57	第四次練馬区立中学校選択制度検証委員会	練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1 ウ 職指定（校長） 男6 エ 学識経験者 男1 オ 学校関係者 男1女3 キ 団体からの推薦を受けたもの、専門的な知識を有しているなど規定しているもの 男3女1	16名以上	16	12	4	25.0%	9	5	4	44.4%	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	学務課	
58	練馬区いじめ等対応支援チーム	練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男6女1 ウ 職指定（校長、園長） 男2女1 エ 学識経験者 男1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男1女1 キ 委員長が必要と認める者、臨床心理に識見を有する者、小中学校PTA連合会が推薦する者 男2女1	15名程度	16	12	4	25.0%	6	4	2	33.3%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	教育指導課	
59	練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進委員会	練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3 ウ 職指定（校長、園長） 男6女1	10名程度	10	9	1	10.0%	0	0	0	—	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	教育指導課	

審議会等の女性の任用状況および区民公募実績（令和7年度実績）

資料2

令和8年3月末現在																									
庁内担当組織順		No	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数							公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課		
法令	要件と実績				実人数				実人数のうち法定「ア、イ、ウ」以外			公募の有・無	有の根拠（施行日）または無の理由	公募数	公募率 公募数/ 実人数	参加内訳									
					定数	合計	男性	女性	女性の 任用率	合計	男性					女性	女性の 任用率	応募数		決定 数 (欠員除く)	男性			女性	女性の 任用率
																		総数	うち 女性						
60	練馬区幼児児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会	起案設置	D	エ 学識経験者 女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男3女4 キ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 女1	9名	9	3	6	66.7%	9	3	6	66.7%	無	専門的な知識・経験を要するため	—	—	—	—	—	—	—	—	教育指導課	
61	練馬区不登校対策会議	練馬区不登校対策会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3女1 ウ 職指定（校長）男4 エ 学識経験者 男1 キ 不登校対策に識見を有する者 女1	10名程度	10	8	2	20.0%	2	1	1	50.0%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	学校教育支援センター	
62	練馬区子ども読書活動推進会議	練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 女1 オ 学校関係者 男2女2 キ 団体推薦 男1女2、公募委員 男1女3	13名以内	12	4	8	66.7%	12	4	8	66.7%	有	練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱第3条	4	33.3%	4	3	4	1	3	75.0%	区内在住で、18歳以下のお子さんがいる方、子育て支援に携わる方	光が丘図書館
63	練馬区子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法 練馬区子ども・子育て会議条例	A,C	ウ 事業主を代表する者 男1女1 エ 学識経験者 男1女1 キ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 男3女2 キ 区長が必要と認める者（児童委員）女1 キ 公募委員 男1女4	15名以内	15	6	9	60.0%	13	5	8	61.5%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則	5	33.3%	14	11	5	1	4	80.0%	・幼稚園に通っている児童の保護者 ・保育施設に通っている3歳以上の児童の保護者 ・保育施設に通っている3歳未満の児童の保護者 ・在宅で子育てをしている幼稚園または保育施設に通っていない未就学児童の保護者 ・学童クラブに通っている児童の保護者	こども施策企画課
64	練馬区青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条 練馬区青少年問題協議会条例 練馬区青少年問題協議会要綱	A,C,D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男6女2 イ 区議会議員 男3女3 ウ 職指定（校長、育成地区連合会長）男3女1 エ 学識経験者（公募除く）男12女3 キ 公募委員 男4女1	36	36	27	9	25.0%	20	16	4	20.0%	有	練馬区青少年問題協議会要綱第2条 平成16年7月19日施行	5	13.9%	9	1	5	4	1	20.0%	①区内在住 ②青少年健全育成に熱意を持っている ③年2回の協議会に出席できる	青少年課
65	練馬区青少年対策連絡会	練馬区青少年対策連絡会要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男5女0 オ 学校関係者 男1女1 キ 区内にある青少年関係諸団体の代表者等 男5女15	30名以内	27	11	16	59.3%	22	6	16	72.7%	無	要綱に指定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	青少年課	
66	練馬区立春日町青少年館の機能および運営のあり方検討委員会	練馬区立春日町青少年館の機能および運営のあり方検討委員会設置要綱	D	ア 区の職員 男2女1 オ 学校関係者 男1 キ 青少年館利用者 男3 キ 青少年関係団体等に属する者 男3女2	12名程度	12	9	3	25.0%	9	7	2	22.2%	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	青少年課	
67	練馬区要保護児童対策地域協議会代表者会議	練馬区要保護児童対策地域協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男18女7 ウ 職指定（医師会代表等、校長）男10女6	41	41	28	13	31.7%	0	0	0	—	無	要綱に規定されているため	—	—	—	—	—	—	—	—	子ども家庭支援センター	